

承諾書

ご家庭保管用

令和 年 月 日

宮河内幼稚園長 殿

住 所

保護者名

印

この度（園児名） _____ が、貴園に入園するにあたり下記事項について同意承諾します。

記

- 1、宮河内幼稚園教育方針・運営方針の説明を受け同意し入園いたします。
- 2、宮河内幼稚園の教育をするにあたり、教育の質の向上に必要な入園料や費用（特定負担額）の徴収について、園からの説明を承諾し負担することに同意します。
- 3、入園に際してお預かりした個人情報を、教育活動や園業務の正当な目的に必要な範囲内において取り扱うことに同意します。
- 4、保育中に園児が発病した場合、嘱託医または園長が適当と判断した医師の診断を受けさせることに同意します。また、園児の保育を行う上で、発達診断などの検査を受けたり、専門家の診断を受けたりすることが必要と園長が判断した場合には、その検査・診断等を受け、診断書を提出することに同意します。
- 5、他に伝染する恐れのある病気、または保育に支障ありと園長が認めた病気の場合、園長が一定期間登園を禁止したり、その状況を県に報告したりすることに同意します。
- 6、保育中の傷害（怪我）については、保護者と園の負担により加入した独立行政法人日本スポーツ振興センターの規定により処理することを同意します。
- 7、園児の安全通園についてのお願（右紙）の各項を了承し不履行により生じた事故については一切の責任を負うことに同意します。

以上

お願い

ご家庭保管用と幼稚園提出用 2 部あります。

2 部ともご記入いただきご家庭用を保管し、幼稚園提出用を他の書類と同様にご提出ください。

園児の安全通園についてのお願い

現在の交通事情では、園児通園の安全をどのように守るのか重大な問題です。通園の安全を守る基本的な要項が、文部科学省及び日本私立幼稚園連合会より告示されております。道路交通法並びに文部科学省通達には「幼児を保護する責任のある者は、自らもしくはこれに代わる監督者が付き添わないで、幼児を歩行させてはならない」と規定してあります。

以上のことから園児の安全通園の責任者は保護者であり、保護者が園児を園迄送迎することを原則としております。通園バスの利用及び徒歩通園について次の事柄を守って下さるようお願い致します。

通園バス利用について

- (1) 通園バスは利用者が提出していただいた情報を基に、送迎する際の道路事情などを考慮し、園が定めた時間・定めたルートを運行します。通園バス利用の際はご了承くださいご利用ください。
- (2) バス通園児の乗車時には指定の場所で必ず保護者が付き添って下さい。乗車時はバスの位置より1メートル以上離れた場所で、保護者同伴（子どもの手を離さず）で待ちバスの扉が完全に開いてから乗車行動に移って下さい。
- (3) 特に降車際、同乗職員は園児を下車させることに専念致します。下車以降の安全誘導については保護者が責任を持って頂くことをお約束下さい。また降車時にはその場所で園児を降ろし終わり、バスが発車するまで保護者が子どもの手を離さず発車後家路に向かって下さい。バス発車前にお子さんが歩き出すと大変危険ですので、このことを特にお守り下さい。
- (4) 降車時に迎えのないお子さんは、そのまま園まで連れて帰ります。その後速やかに保護者が来園してお引取り下さい。但し、迎え引取りを他の保護者が依頼されている場合はこの限りではありません。
- (5) 通園バスは安全確保のため幼児バスマークを付けることを義務付けられていますが、不道徳的運転者による前方割り込み等で急停車をして車内事故をおこすこともあり得ます。また他の車輛より追突事故も皆無とは申せませんので下記保障を条件としてご乗車下さい。
 - 1、急停車による車内事故は搭乗者保険による保険のみとする。
 - 2、他の車輛より追突等によって発生した事故は、加害者加入の保険及び搭乗者保険の保障とする。
 - 3、その他バス通園に関する事故については、あらかじめ園が加入した保険の範囲内による保障のみとする。
 - 4、保護者が自家用車で園児を送迎する時はチャイルドシートを使用するように、お願いします。

徒歩・自家用車通園について

- (6) 徒歩・自家用車通園児に対しては、毎日保護者が定時まで園まで送り迎えすることが原則ですが、地域の状況やその他の理由により園職員がこの送迎に加わった時は保護者に協力することを意味するもので、この場合の安全通園も保護者が責任を持つようお願い致します。(歩き便を含みます)
- (7) 園まで送って来られた保護者は、担任またはその他の職員に託してお引取り下さい。
- (8) お帰りはそれぞれ担当職員から受け取って下さい。

保護者が以上の事柄を守らず、万一園児の身に事故が発生しても、園はその責任を一切負わないことを申し上げます。何卒保護者各位のご理解とご協力をお願い致します。

承諾書

幼稚園提出用

令和 年 月 日

宮河内幼稚園長 殿

住 所
保護者名

印

この度（園児名） _____ が、貴園に入園するにあたり下記事項について同意承諾します。

記

- 1、宮河内幼稚園教育方針・運営方針の説明を受け同意し入園いたします。
- 2、宮河内幼稚園の教育をするにあたり、教育の質の向上に必要な入園料や費用（特定負担額）の徴収について、園からの説明を承諾し負担することに同意します。
- 3、入園に際してお預かりした個人情報を、教育活動や園業務の正当な目的に必要な範囲内において取り扱うことに同意します。
- 4、保育中に園児が発病した場合、嘱託医または園長が適当と判断した医師の診断を受けさせることに同意します。また、園児の保育を行う上で、発達診断などの検査を受けたり、専門家の診断を受けたりすることが必要と園長が判断した場合には、その検査・診断等を受け、診断書を提出することに同意します。
- 5、他に伝染する恐れのある病気、または保育に支障ありと園長が認めた病気の場合、園長が一定期間登園を禁止したり、その状況を県に報告したりすることに同意します。
- 6、保育中の傷害（怪我）については、保護者と園の負担により加入した独立行政法人日本スポーツ振興センターの規定により処理することを同意します。
- 7、園児の安全通園についてのお願い（右紙）の各項を了承し不履行により生じた事故についての一切の責任を負うことに同意します。

以上

お願い

ご家庭保管用と幼稚園提出用 2 部あります。

2 部ともご記入いただきご家庭用を保管し、幼稚園提出用を他の書類と同様にご提出ください。

園児の安全通園についてのお願い

現在の交通事情では、園児通園の安全をどのように守るのか重大な問題です。通園の安全を守る基本的な要項が、文部科学省及び日本私立幼稚園連合会より告示されております。道路交通法並びに文部科学省通達には「幼児を保護する責任のある者は、自らもしくはこれに代わる監督者が付き添わないで、幼児を歩行させてはならない」と規定してあります。

以上のことから園児の安全通園の責任者は保護者であり、保護者が園児を園迄送迎することを原則としております。通園バスの利用及び徒歩通園について次の事柄を守って下さるようお願い致します。

通園バス利用について

- (1) 通園バスは利用者が提出していただいた情報を基に、送迎する際の道路事情などを考慮し、園が定めた時間・定めたルートを運行します。通園バス利用の際はご了承くださいご利用ください。
- (2) バス通園児の乗車時には指定の場所で必ず保護者が付き添って下さい。乗車時はバスの位置より1メートル以上離れた場所で、保護者同伴（子どもの手を離さず）で待ちバスの扉が完全に開いてから乗車行動に移って下さい。
- (3) 特に降車際、同乗職員は園児を下車させることに専念致します。下車以降の安全誘導については保護者が責任を持って頂くことをお約束下さい。また降車時にはその場所で園児を降ろし終わり、バスが発車するまで保護者が子どもの手を離さず発車後家路に向かって下さい。バス発車前にお子さんが歩き出すと大変危険ですので、このことを特にお守り下さい。
- (4) 降車時に迎えのないお子さんは、そのまま園まで連れて帰ります。その後速やかに保護者が来園してお引取り下さい。但し、迎え引取りを他の保護者が依頼されている場合はこの限りではありません。
- (5) 通園バスは安全確保のため幼児バスマークを付けることを義務付けられていますが、不道徳的運転者による前方割り込み等で急停車をして車内事故をおこすこともあり得ます。また他の車輛より追突事故も皆無とは申せませんので下記保障を条件としてご乗車下さい。
 - 1、急停車による車内事故は搭乗者保険による保険のみとする。
 - 2、他の車輛より追突等によって発生した事故は、加害者加入の保険及び搭乗者保険の保障とする。
 - 3、その他バス通園に関する事故については、あらかじめ園が加入した保険の範囲内による保障のみとする。
 - 4、保護者が自家用車で園児を送迎する時はチャイルドシートを使用するように、お願いします。

徒歩・自家用車通園について

- (6) 徒歩・自家用車通園児に対しては、毎日保護者が定時まで園まで送り迎えすることが原則ですが、地域の状況やその他の理由により園職員がこの送迎に加わった時は保護者に協力することを意味するもので、この場合の安全通園も保護者が責任を持つようお願い致します。(歩き便を含みます)
- (7) 園まで送って来られた保護者は、担任またはその他の職員に託してお引取り下さい。
- (8) お帰りはそれぞれ担当職員から受け取って下さい。

保護者が以上の事柄を守らず、万一園児の身に事故が発生しても、園はその責任を一切負わないことを申し上げます。何卒保護者各位のご理解とご協力をお願い致します。